

工事番号

小樽市道営住宅昇降機改善工事（最上団地1・3号棟）

特記仕様書

北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設指導課

建設指導課長	建築住宅係長	主査（建築住宅）	担当者	担当者
尾崎	今井	奥寺	高橋	細川

1 工事概要及び範囲

1. 工事場所 小樽市最上2丁目
 2. 工事範囲 ※ 下記●は、工事対象範囲を示す。

	名称	構造種別・階数	数量	単位	備考
●	最上団地 1号棟	RC造4階建	1	基	日本エレベーター製造(株)
●	最上団地 3号棟	RC造4階建	1	基	
○					
○					

内訳

	名称	構造	階数	型別	戸数	延べ面積 (m ²)	備考
●	1号棟	RC造	4階	2DK	戸	m ²	
				2LDK	戸	m ²	
				3LDK	戸	m ²	
				住戸部計	戸	4,198.22	m ²
●	3号棟	RC造	4階	2DK	戸	m ²	
				2LDK	戸	m ²	
				3LDK	戸	m ²	
				住戸部計	戸	1,441.01	m ²
○				2DK	戸	m ²	
				2LDK	戸	m ²	
				3LDK	戸	m ²	
				住戸部計	戸	m ²	

3. 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律の対象の有無 ○ 有 ○ 無
 4. 指定部分工事
 (1) 工事範囲
 (2) 指定工期 契約日より 平成 年 月 日まで
 5. 別途工事
 6. 施工区分 (分離発注の場合のみ記入)

※ 下記●は、工事対象範囲を示す。

項目	工種				備考
	建築	電気	暖房	衛生	
躯体の設備配管用のスラブ、箱抜等及びモルタル等の充填	○	○	○	○	補強は建築
上記の補強	○				
設備機器用天井、壁、床下地の開口及び開口補強	○				埋込電灯、スピーカー、ファン等
設備機器用天井、壁、床仕上材の切込		○	○	○	補強は建築
設備用天井、床点検口	○				
防火戸用煙感知器、自動閉鎖装置		○			
設備機器用基礎	○	○	○	○	
ルーフ/イン排水金物	○			○	配管は衛生
流し台、ユニットバスの排水トラップ	○				接続は衛生
木製建具枠の取付け	○				木製建具枠のレールの欠込は建築
換気扇等取付枠	○	○	○	○	
同上 防雪フード	○		○		
外壁面入排気ガラリ及び防風板	○		○		
水道検針盤		○	○	○	
灯油集中盤への配線接続		○	○	○	

II 各 工 事

1. 図面(工事数量総括表を含む)及び、この特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書 平成28年版(各工事編)」(以下「標準仕様書」という)、「公共建築改修工事標準仕様書 平成28年版(各工事編)」(以下、改修標準仕様書」という)、「建築物解体工事共通仕様書 平成24年版」(以下「解体共通仕様書」という)及び、「北海道建設部土木工事共通仕様書(平成28年10月版)」による。
2. 特記事項の適用については次による。
 - イ. 章は○印を、項目は▷印を塗りつぶしたものを適用する。
 - ロ. 特記事項は○印を塗りつぶしたものを適用し、塗りつぶしのない場合は*印をつけたものを適用する。
 - ハ. 特記事項で○印を塗りつぶしたものと、⊕印のつけたものがある場合は、共に適用する。
 - ニ. 特記事項に記載の()内表示番号は、標準仕様書の該当項目、該当図又は該当表を示す。
3. この特記仕様書に施工部位の記載のないものは図面によるものとする。
4. 本工事における工事監理業務委託の有無 * 有 ● 無
5. 次の場合に該当し、発注者が必要と認める場合は、設計変更する。

ただし、概数の確定による変更は除く。

 - (1) 設計図書間に不一致等がある場合
 7. 設計図書に記載されている内容が数量総括表等と一致しない、又は脱漏している場合等
 - (2) 設計図書と現場の状態とに不一致等がある場合
 7. 設計図書により示した条件と現場の状態が一致しないことにより施工方法・範囲の変更を必要とする場合等
 4. 設計図書のとおり施工することにより施設利用者又は使用者の利便性、安全性を損ねることが判明した場合等
 9. 受注者からの提案に基づく施工方法が設計図書のとおり施工することより経済性、工法的に合理性があると判明した場合等
 - (3) 関係機関等との協議結果による工法変更及び仮設工変更等がある場合
なお、大空間等の仮設工事において施工条件に変更が生じた場合や受注者からの提案がより経済性や工法的な合理性に優れていると認められる場合は、原則として設計変更の対象とする
 6. 工期前に工事が完成する場合の、共通仮設費等の減額分の合計額が工事費の1/100を超える場合は、発注者と受注者が協議し工事請負額を減額できることとする。
 7. 工事に係る留意事項及び施工条件は、次のとおりとする。
 - 入居者の日常生活に配慮しながらの工事となるため、1日のうちエレベーターの使用できる時間を極力確保するとともに、十分に安全管理に留意すること。
 - 資材等の搬入は、事前に工事監督員と打合せを行い、安全確保に留意すること。
 - 戸開走行保護装置については、当該エレベーターに対して国土交通大臣の認定を受けた構造方法等によること。
 - 工事対象建物に階段歩行困難者が出入りするため、エレベーターを工事で停止している期間は、階段歩行の介助を行う。又介助に必要な器具及び人員(2名1組)の費用は本工事に含む。介助の対応時間は9:00~17:00までとし、前後30分は打合せ時間を確保する。

● 第 1 章 一般共通事項

項 目	特 記 事 項
▶ 1. 道産材等の優先使用	<p>本工事に使用する主要資材は、道産資材及び北海道認定リサイクル製品を使用するよう努めること。(木材及び木材製品は除く。)</p>
▶ 2. 工事写真	<p>工程写真及び完成写真は、北海道建設部監修管轄工事記録写真撮影要領による。</p>
▶ 3. 施工中の安全確保及び環境保全等	<p>受注者は、標準仕様書に定められた安全確保及び環境保全等のほか、特に次の事項に留意し、工事現場の事故防止に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 労働者の安全衛生教育の徹底を行う。 (2) 工事現場の安全パトロールの励行を行う。 (3) 建設機械器具などの危害防止処置の徹底を行う。 (4) 第三者に災害を及ぼしてはならない。 (5) 公害防止に努める。 (6) 公道の汚染防止に努める。 (7) 善良な管理者の注意をもってしても、災害又は公害の発生の恐れがある場合の処置は、監督職員と協議する。
▶ 4. 交通安全管理	<p>受注者は、工事の施工中の交通事故防止のため交通安全管理に努め、次の事項を遵守する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事着工するに当たり、出来るだけ速やかに工事の施工中の交通安全管理計画を策定し監督職員に提出する。 なお、計画の策定は資材搬出入運行路線・点検体制・その他車両運行に係る安全対策等について道路管理者等関係機関と十分な事前協議を行い、以後も常に連絡を密にとりながら適切な処置を講じるものとする。 (2) 常に下請負人も含め工事施工中の交通安全管理状況の把握に努め、管理状況を適宜監督職員に報告する。 (3) 工事に関連して交通事故が発生したときは速やかに書面により監督職員に報告する。 (4) 運搬には、許可業者を選定するなどして、過積載又は過労運転等に伴う交通事故防止に努める。 (5) 建設機械(ブルドーザ、バックホ等)は、排出ガス対策型を使用し、かつ、低騒音・低振動型の車両を使用すること。
▶ 5. 工事完成時の提出図書等	<p>工事完成時の提出図書等は、次により監督職員に提出する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 完成図 完成原図の複写図八ツ折 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育庁物件 1部 ・ 知事部局(道営住宅)の物件 1部 ・ 知事部局(道営住宅以外)の物件 2部 ・ その他の物件 2部 ○ 新営工事 (位置図・配置図・面積表・平面図) ● 改修工事 (位置図・配置図・面積表・改修概要表・改修後平面図・立面図等) <ul style="list-style-type: none"> ・ 完成原図の複写図を製本したもの 1部 ・ 完成図の第2原図A3版(50%縮小) 1部 <ul style="list-style-type: none"> * 知事部局(道営住宅)の物件は除く ・ 完成第2原図A3版の複写図を製本したもの 3部 <ul style="list-style-type: none"> * 知事部局(道営住宅)の物件は表紙をフニート加工とする 設計原図の貸与 * 有り ○ 無し CADデータの貸与 * 有り ○ 無し ※CADデータの貸与有りの場合 <ul style="list-style-type: none"> * 完成図CADデータ及びPDFデータ CD-Rによる。 (2) 保全に関する資料(提出部数 * 1部 ○ ___部) (3) 保守に関する指導案内書(機器取扱説明書) <ul style="list-style-type: none"> * 知事部局(道営住宅)の物件に適用 各設備の機能が十分発揮しうよう、主要機器を含めた装置の取扱説明及び保守についての事項を記載したものとする。 指導案内書 A4判カラーを標準とする 建設戸数+1部 同上データ CD-Rによる 1式

- ▶ 6. 工事特性・創意工夫・社会性等
- ▶ 7. 発生材の処理等

(4) 建物滅失証明書（道営住宅の場合）

* 提出する（1部） ○ 提出不要
 添付資料； 会社の印鑑証明書（1部）
 履歴事項全部証明書（1部）

(5) その他、必要とする書類については、監督職員の指示による。
 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や社会性等及び技術力に関する事項について工事完了時まで所定の様式により提出することができる。

発生材の処理等は次により、「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（以下「リサイクル法」という）、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理する。

明示している処分場所については、受入可能な施設のうち、積算上運搬費等も含めて一番安価な処理施設としているが、処理施設場所を指定するものではない。

受注者の提示する処理施設と積算上の処理施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、異なる処理施設となった理由が受注者の責によるものでないと判断される場合は、設計変更の対象として扱う。

なお、下記の内容を変更する場合は、別途、監督職員と協議をする。

(1) 発生材のうち、引き渡しを要する範囲は次により、監督職員の指示する方法及び位置に堆積、整理し所定の発生材報告書により監督職員に報告する。

引き渡しを要する範囲： _____

(2) 受注者が処分する有価物の範囲は次による。

有価物の範囲： 金属屑（機器類、銅線類）

なお、有価物は、次の登録又は許可業者で処分すること。

- ① 廃棄物再生事業者登録（知事登録）
- ② 金属くず商許可業者（警察許可）

また、処分を行った場合は、その施設の許可書（写し）と受入伝表又はマニフェスト伝票等、及び許可書の写しを監督職員に提出すること。

(3) 特別管理型産業廃棄物

種 類	
処理方法	
処分場所	【 _____ 】 総合振興局（振興局）管内 片道運搬距離 (_____) km
種 類	
処理方法	
処分場所	【 _____ 】 総合振興局（振興局）管内 片道運搬距離 (_____) km

(4) 再資源化を図るもの（特定建設資材廃棄物）

種 類	コンクリート塊
処分場所	【 _____ 】 総合振興局（振興局）管内 片道運搬距離 (_____) km
種 類	アスファルト・コンクリート塊
処分場所	【 _____ 】 総合振興局（振興局）管内 片道運搬距離 (_____) km
種 類	建設発生木材
処分場所	【 _____ 】 総合振興局（振興局）管内 片道運搬距離 (_____) km

※ 設計上、特定建設資材廃棄物は発生しない場合で、受注者の都合により実際に特定建設資材を発生させ、廃棄物として処分する場合は、当該特定建設資材廃棄物の再資源化等実施方法の確定後に、工事監督員の確認を受けること。

(5) 再資源化を図るもの（特定建設資材廃棄物以外）

種 類	
処分場所	【 】 総合振興局（振興局）管内 片道運搬距離 (km)
種 類	
処分場所	【 】 総合振興局（振興局）管内 片道運搬距離 (km)

(6) その他の発生材

種 類	混合廃棄物
処理区分	○ 中間処理 ● 最終処分
処分場所	【 後志 】 総合振興局（振興局）管内 片道運搬距離 (8.2 km)
種 類	廃油
処理区分	○ 中間処理 ● 最終処分
処分場所	【 石狩 】 総合振興局（振興局）管内 片道運搬距離 (45.8 km)
種 類	
処理区分	○ 中間処理 ○ 最終処分
処分場所	【 】 総合振興局（振興局）管内 片道運搬距離 (km)

(7) 建設廃棄物の収集・運搬は、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者とする。

当該運搬車には、次に掲げる表示を行い、建設省令で定める書面を備え付けること。

産業廃棄物収集運搬車	
業 者 名	(○ ○ ○ ○ ○)
許 可 番 号	× × × × ×

(8) 「建設リサイクル法」対象工事及び「リサイクル法」で定められた次の資材の搬入、副産物の搬出がある工事は、工事着手時に再生資源利用・利用促進計画書を提出し、また、工事完了時に再生資源利用・利用促進実施書を提出すること。

リサイクル法で定められた一定規模以上の工事
(次表の一つでも該当するもの)

・再生資源利用計画書

次のような建築資材を搬入する工事

土 砂	1, 000 m ³ 以上
砕 石	500 t 以上
加熱アスファルト混合物	200 t 以上

・再生資源利用促進計画書

次のような指定副産物を搬出する建設工事

土 砂	1, 000 m ³ 以上
コンクリート塊	合計
アスファルト・コンクリート塊	200 t 以上
建設発生木材	

▶ 8. 北海道循環資源利用促進税

本工事で発生する産業廃棄物が、道内の最終処分場に直接搬入される場合、又は中間処理場に搬入される場合でも残さ等が発生し、最終処分場に搬出される場合は、循環税が課税されるので適正に処理する。

▶ 9. 季節労働者などの雇用

工事施工に際しては、職業安定機関と密接な連携を図り、季節労働者などの雇用の拡大に努める。

▶ 10. 下請負人等への支払いの適正化

下請負人及び資材業者に対する支払いは現金払いとし、やむを得ず手形払いとする時は、当該手形期間を短く(90日以内)するよう努める。

▶ 11. 火災保険等

工事着手から完成引渡までの間を契約金額に相当する保険等に加入するものとし、取扱は次による。

(1) 付保する保険

工事の内容により、火災保険、建設工事保険、組立保険等の1以上の保険を付保する。

なお、受注者自ら上記の保険に追加して付する特約等については、これを妨げるものではない。

- (2) 保険金
原則として請負代金額とする。
- (3) 保険の期間
保険の加入期間は原則として工事着手日から完成引渡しまでの間とする。
工事着手日 ～ 実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量を開始すること）の初日をいう。

完成引渡し ～ 工期に14日追加した日とする。
- (4) 対象外工事
次に掲げる工事は、対象外工事として保険を付さない事ができる。
① 解体、撤去、分解又は片づけ工事
② 外構工事
- (5) 保険契約の変更
保険契約締結後に請負代金額の変更又は工期延長等があった場合は、相応の保険契約を変更しなければならない。
- (6) 保険証券等の提出
保険契約を締結（変更も含む）した場合は、当該保険証券等の写しを提出しなければならない。
- (7) 協議
この取扱いにより難い事項については、必要に応じて受注者は、発注者と協議するものとする。
魅力ある建設工事を推進するため、工事現場の環境改善に努める。
工事現場には「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示する。
受注者は、着工後速やかに公衆の見やすい場所に工事標識を掲示する。

- ▶ 12. 現場環境改善
- ▶ 13. 建設業退職金共済制度
- ▶ 14. 工事標識

工 事 標 識	
工 事 名	
発 注 者	(注1)
工 事 期 間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
受 注 者	
設 計 者	北海道建設部住宅局住宅課
工 事 監 理 者	北海道後志総合振興局 小樽建設管理部建設行政室建設指導課
工 事 現 場 運 絡 所	○○○○○現場事務所 (電話) ××局××××

注1 北海道、北海道教育委員会又は北海道警察本部と記載する。
注2 設計又は工事監理を設計事務所に委託した場合、事務所名も併せて記載する。

- ▶ 15. 公共工事労務費調査
に対する協力

- (1) 本工事が北海道の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し北海道に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- (2) 調査票等を提出した事業所を北海道が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- (3) 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規制を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。
- (4) 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合、受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

▶ 16. 工事実績情報の登録	<p>受注者は、受注時、変更時及び完了時に(10日以内)工事実績情報システム(CORINS)に基づき、「工事カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、(財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。</p> <p>また、同センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督職員に、提出しなければならない。</p> <p>(対象工事：請負代金額500万円以上の全工事)</p>
▶ 17. 施工体制台帳の整備	<p>建設業法に基づく施工体制台帳を作成し、施工管理体制に関する事項を監督職員に提出しなければならない。(対象工事：工事1件の請負代金額が200万以上の工事)ただし、200万円未満の工事であっても下請契約を締結する場合は、提出すること。</p>
▶ 18. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応	<p>また、公衆の見やすい場所に施工体系図を掲示する。</p> <p>(1) 受注者は、暴力団員等による不当要求又は工事(業務)妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否しなければならない。</p> <p>また、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、前記により警察へ通報を行った際には、速やかにその内容を監督職員に報告しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が発生した場合は、監督職員と協議するものとする。</p>
▶ 19. 重点的な監督業務の実施	<p>公共工事の品質確保のために、重点的な監督業務の対象工事に指定された場合は、「建設部建築局営繕工事重点監督実施要領」を適用する。</p>
▶ 20. 電子納品	<p>なお、対象工事に指定した場合は、別途文書により通知する。</p> <p>北海道建設部建築局制定の「営繕工事電子納品運用ガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)に基づき、工事書類を電子成果品として納品する。</p> <p>(1) 電子納品の対象書類</p> <p>電子納品の対象書類は、工事写真及び完成図面を基本とするが、詳細については「ガイドライン」を参考にし、監督職員と協議の上、決定するものとする。</p> <p>(2) 情報共有</p> <p>1) 情報共有の対象書類は「ガイドライン」に示すとおりとするが、詳細については監督職員と協議の上、決定する。</p> <p>2) 本工事における情報共有は、電子メールを利用する。なお、受注者側の通信環境などから、施工・管理する上で効率化が期待できない場合は、監督職員との協議によりデータ授受の方法やデータ種類を決定する。</p> <p>(3) 要領・基準</p> <p>電子納品は、「ガイドライン」に基づき実施するほか、特に記載のない限り国土交通省で定めている「営繕工事電子納品要領」及び「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】」を準用する。</p> <p>(4) 電子納品・情報共有実施に伴う環境整備</p> <p>1) 受注者は、電子納品及び情報共有を行うにあたり、必要なハード環境及びソフト環境を予め保有している、又は手配可能であること。</p> <p>2) 本工事の契約締結後、受注者は「ガイドライン」に基づき、着手時チェックシートによりインターネット環境や利用ソフト、情報共有対象書類、電子納品対象書類等について監督職員と協議すること。</p> <p>(5) 電子納品</p> <p>本工事の電子納品対象書類は、電子媒体(CD-R等)により2部を市販ファイル(A4版)に綴じて提出する。</p> <p>(6) 調査への協力</p> <p>受注者は、電子納品及び情報共有等に関し、監督職員から調査依頼があった場合、特段の理由がない限りその調査に応じなければならない。</p> <p>(7) その他</p> <p>電子納品及び情報共有の遂行にあたり疑義が生じた場合は、監督職員と十分協議すること。</p>

▶ 21. 「営繕工事における地域外（遠隔地）からの建設資材調達費用の積算方法等」の試行について

地域外（遠隔地）からの建設資材調達に係る設計変更について（試行）

- (1) 建設資材の安定的な確保を図るために地域外（遠隔地）から調達せざるを得ない場合には、事前に工事監督員と協議すること。その場合、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を工事監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (2) 本試行の対象となる建設資材は、生コンクリート・鉄筋・鉄骨・アスファルト合材・石材等（砂、砂利、割栗石等）及び仮設材（運搬に要する費用のみ）とする。
- (3) 受注者の責に帰すべき理由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- (4) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

▶ 22. 「営繕工事における地域外（遠隔地）からの労働者確保に要する費用の積算方法等」の試行について

- (1) 本工事は、今後、不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保の方策について変更が生じ、適正な工事の実施が困難となる場合に、必要となる費用について支出実績を踏まえ、設計変更により対応する試行工事である。
なお、当該試行による変更項目は、次による。

（実績変更対象項目）

共通仮設費：共通仮設費率に含まない項目の費用

現場管理費：労務管理費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用）

※労働者確保が出来ず、安易に地域外から確保しても、工事施工箇所の地域において労務のひっ迫状況が確認されなければ、労働者確保に要する費用の設計変更はできません。

- (2) 受注者から協議を受け、設計変更が必要と認められる場合は、次のとおりとする。
 - 1) 発注者は、実績変更対象項目について特記仕様書により、積算方法を明確にすることとする。
 - 2) 受注者は、労働者確保に要する方策に変更が生じ、北海道建設部営繕工事共通費積算基準等の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終変更時点で設計変更をすることがあるので、受注者は、労働者確保に要する費用の設計変更を希望する場合は、入札時に予定していた労働者確保の方策について、「労働者確保予定表」（様式1-1）に記載し、契約締結後14日以内に、工事打合せ記録簿に添付して工事監督員に提出する。
ただし、労働者確保に要する方策に変更が生じても、設計変更を希望しない場合は、「労働者確保予定表」の提出は不要とし、工事打合せ記録簿で確認を行う。
 - 3) 「労働者確保予定表」を提出した受注者は、工事着手日までに「労働者確保に係る実施計画書」（様式1-2）及び「労働者確保に係る実施計画書（詳細内訳）」（様式1-3）を工事施工打ち合わせ簿に添付し工事監督員に提出する。受注者は、「労働者確保に係る実施計画書」等の提出時には、入札時に立案した予算計画における各費用の内訳がわかる資料（見積書等）を整理し保管すること。
 - 4) 工事着手日までに「労働者確保に係る実施計画書」等を工事監督員に提出出来ない場合は、原則、労働者確保に要する費用の設計変更は行わない。
 - 5) 工事着手日までに「労働者確保に係る実施計画書」等を工事監督員に提出した受注者は、労働者確保に要する方策に変更が生じた場合、速やかに、適正な工事の実施が困難になった理由を工事打合せ記録簿に記載し、工事監督員に提出し協議を行う。

- 6) 受注者は、工事監督員と協議を行い、労働者確保に要する費用の設計変更が必要と認められた場合、最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更を請求する際は、実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書」（様式2-1）、「労働者確保に係る実績報告書（詳細内訳）」（様式2-2）及び実績変更対象費について実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を、工期末の30日前までに工事監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- 7) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- 8) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

費目	実績変更対象項目	当初積算方法	
共通仮設費	仮設用借地料（準備費）	(地域外労働者確保に要する) 現場事務所(敷地外)、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要した地代及び建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用	○当初積算では計上していない。
	宿舍費(仮設建物費)	(地域外労働者確保に要する) 労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用 (労働者送迎費:労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送するために要した費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等含む))	○当初積算では計上していない。
現場管理費	募集及び解散に要する費用(労務管理費)	(地域外労働者確保に要する) 労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費・手当	○当初積算では計上していない。 (地域外労働者以外にかかる募集及び解散に要する費用については現場管理費率に含む)
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用(労務管理費)	(地域外労働者確保に要する) 労働者の食事補助、交通費の支給	○当初積算では計上していない。 (地域外労働者以外にかかる賃金以外の食事、通勤等に要する費用については現場管理費率に含む)

項 目	特 記 事 項			
<p>▶ 1. 概数等発注</p>	<p>(1) 次に示した数量は概数であり、必要に応じて設計変更するものとする。 なお、設計に対して過大なでき形数量に変更するものではないことに留意すること。</p> <p>(2) この工事においては、設計変更図書の作成（設計変更図面の作成及び工事数量の算出）を受注者に行わせることがある。</p> <p>(3) 概数として取り扱っている事項の施工に当たっては、施工前に監督職員と協議すること。 なお、数量の確認ができない場合を除き、施工前に数量を確定すること。</p> <p>(4) 概数として示した仮設工の工事数量は、標準的な工法により算出したものであるため、取り合い等によって新たに必要となる項目についても概数として取り扱うことがある。</p> <p>(5) 概数 7. 工事数量総括表細目別内訳の備考欄に「概数」又は「概」と表示された項目・数量 4. 次の項目・数量</p>			
区 分	設計数量（単位）	確定数量（単位）		
	積込・運搬量	処分量	積込・運搬量	処分量
有価金属（機器類）	4.92 m ³	5.56 t		
有価金属（銅線類）	0.06 m ³	60.0 Kg		
混合廃棄物	0.38 m ³	0.10 t		
廃油	0.80 m ³	800.0 L		